

topics

01 「商工会ふれあいまつり」を開催します！

商工会
☎378～2728

スポーツセンター駐車場で、13時から“商工会ふれあいまつり”を開催します。前売券・当日券の販売はありませんが、商工会会員の出店により飲み物や食べ物を豊富に用意していますので、当日会場でお買い求めください。

イベント内容もステージイベント・抽選会・花火大会等盛りだくさんです。楽しい夏のイベントに、ぜひご家族でお越しください。

■日 時 7月21日(土) 13時～20時30分

■場 所 スポーツセンター駐車場

※雨天の場合～農村環境改善センター

■販売品目 生ビール、うどん、そば、おでん、焼鳥、唐揚げ、フライドポテト、町観光協会特産品、熊本県多良木町特産品、日本ハムファイターズの出店 他

タイムスケジュール(予定)

13時～	オープニング・南幌音頭・フリーマーケット
13時30分～	ふれあい商品券当選者によるコイン掴み取り
14時～	町長杯争奪パークゴルフ大会表彰式
14時～19時	野菜詰め放題(開始時間を数回に分けて販売)
15時～	バトンダンス
15時30分～	ストリートダンス
16時～	町民参加型ゲーム
17時～	ご来賓・会長挨拶
18時～	ステージショー(G. E. E. K 他)
19時～	抽選会
20時～	花火大会
20時30分	全日程終了



topics

02 家屋調査の実施

税務課
課税G

固定資産税の適正な課税を行うことを目的とした、地方税法に基づく現況調査を実施します。

家屋の増築や車庫・物置の設置など課税状況と現況とを照合するため現地を確認しますので、調査の際はご協力をお願いします。なお、調査員は必要に応じて敷地内にて立ち入り調査をさせていただきます場合もあります。(調査員は証明書を携帯しています)

次に該当する方は来年度の固定資産税の課税に影響がありますのでご連絡をお願いします。

- 家屋を取り壊した方 ●家屋を新築、増築された方で、家屋評価が終わっていない方
- 未登記家屋の所有者に変更があった方

※家屋とは、住宅以外の車庫等も含まれます。

topics

03 赤い羽根共同募金にご協力を！
～「キャベッチくんピンバッジ」を作製しました～

南幌町共同募金委員会
☎378～2088

南幌町共同募金委員会では、今年も南幌町限定の「赤い羽根ピンバッジ」を作製しました。4年目となる今年は、南幌町の特産品であるキャベツに囲まれた笑顔で元気いっぱいな「キャベッチくん」のデザインとなっています。

ピンバッジは、500円の募金で1個進呈していて、製作費を除く約300円が地域の福祉活動を応援する募金となります。

「じぶんの町を良くするしくみ」である赤い羽根共同募金運動の趣旨をご理解いただき、皆様のご協力をお願いします。

■取扱い場所 社会福祉協議会(あいくる内)、役場住民課、ビューロー、なんぼろ温泉ハート&ハート、リバーサイドゴルフ場

■お問い合わせ 南幌町共同募金委員会(社会福祉協議会事務局)(☎378～2088)



■平成30年度の保険料の計算方法

均等割 【1人あたりの額】 50,205円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て) 《上限額：62万円》
------------------------------------	---	---	---	--------------------------------------

- 今年度の保険料額は、現金（または口座振替）で納付の方には7月に、年金からの天引きの方には10月に個別にお知らせします。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減

- 均等割の軽減（年額）平成30年度から、5割軽減、2割軽減の世帯が拡充されました。
 - ・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も対象となります。
 - ・昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前（年額）		軽減後（年額）
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	50,205円	→	5,020円
33万円	8.5割軽減		→	7,530円
33万円 + (27.5万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減		→	25,102円
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減		→	40,164円

- 所得割の軽減 被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方について、平成29年度は所得割を「2割」軽減していましたが、平成30年度からは「軽減なし」となります。
- 被用者保険の被扶養者だった方の軽減
この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかかりません。均等割については、平成29年度は「7割」軽減でしたが、平成30年度は「5割」軽減となります。なお、所得により均等割が9割または8.5割となっている場合は、そちらが優先となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

■保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課国保医療Gへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

■新しい保険証に変わります（黄色⇒桃色）

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、7月中に新しい保険証を交付します。

- ・新しい保険証の有効期限は平成31年7月31日までです。
- ・紛失したときや汚れたときは再交付しますので、お申し出ください。

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります（オレンジ色⇒水色）

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となります。下記の交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付します。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

※保険証及び減額認定証は8月1日から新しい保険証を使用してください。

■お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎290~5601) または役場住民課国保医療Gまで

高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただくため、高額療養費の自己負担限度額が、次のとおり見直しされます。

なお、住民税非課税世帯の自己負担限度額は変更ありません。

区 分			1ヵ月の自己負担限度額	
			平成30年7月まで	平成30年8月から
現役並み 所得者	現役Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	外 来 (個人)	57,600円	(医療費総額－842,000円) ×0.01+252,600円 (※1)
		外来+入院 (世帯)	(医療費総額－267,000円) ×0.01+80,100円 (※3)	
	現役Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	外 来 (個人)	57,600円	(医療費総額－558,000円) ×0.01+167,400円 (※2)
		外来+入院 (世帯)	(医療費総額－267,000円) ×0.01+80,100円 (※3)	
	現役Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	外 来 (個人)	57,600円	(医療費総額－267,000円) ×0.01+80,100円 (※3)
		外来+入院 (世帯)	(医療費総額－267,000円) ×0.01+80,100円 (※3)	
一般 課税所得 145万円未満の方	外 来 (個人)	14,000円 【年間上限】144,000円	18,000円 【年間上限】144,000円	
	外来+入院 (世帯)	57,600円 (※3)	変更なし	

※1～3 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は、(※1) 140,100円、(※2) 93,000円、(※3) 44,400円となります。

せわずき・せわやき隊（通称：すきやき隊）は、子育て支援として、児童生徒の登下校時の見守りや声掛けなど、身近なところで行うボランティア組織として活動中です。

現在、民生委員児童委員や子育てサポーター、老人クラブ会員など総勢165名の町民の方々に登録いただいてますが、今後も継続的な地域ぐるみの運動として実施していくことを目指し、新規隊員を募集しますので、ご登録をお願いします。

■主な活動内容

○通学路等での見守り

- 春（毎年4月上旬）及び秋（毎年9月下旬）の交通安全運動期間における児童生徒の登下校時の見守りや声掛けの実施
- 道民育児の日（毎月19日）における児童生徒の登下校時の見守りや声掛けの実施

○日々の日常活動を見守りに向けてもらう運動の推進

- 児童生徒の登下校時間に合わせた散歩や庭仕事、買い物などの日常活動時における見守りや声掛けの実施

■その他 ご登録後、事務局より以下の資料をお渡しします

- 腕章 ●隊員記名章 ●帽子 ●ジャンパー

■登録・お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (☎378～5888)

topics

07

北海道医療給付事業等の レセプト併用化に伴うお知らせ

住民課
国保医療G

北海道医療給付事業に係るレセプト併用化に伴い、8月から使用できる受給者証が変更となります。

■公費負担番号の追加及び受給者番号の変更

受給者に応じた公費負担番号及び新しい受給者番号が記載されます。

■受給者証が使用できる医療機関

重度心身障がい者・ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は、使用できる医療機関は今までどおり変更ありません。乳幼児・児童生徒等の受給者証をお持ちの方は、平成30年7月診療分までは南幌町が協定書を交わしていた適用医療機関のみの使用でしたが、平成30年8月診療分からは北海道内全ての医療機関で使用できます。

ただし、柔整等は今までどおり適用となりませんので、償還払いとなります。(南幌町かとう整骨院を除く)

レセプトとは??

医療機関が健康保険組合に提出する月ごとの診療報酬明細書

topics

08

スズメバチ等の駆除について

住民課
環境交通G

これからの季節は気温の上昇とともにハチの活動が活発になってきます。巣を発見した場合は早めに駆除することが大切です。個人の敷地内でスズメバチ等の巣を駆除される場合は、駆除処理業者を紹介しますのでご相談ください。

なお、駆除にかかる処理費用は個人の負担となります。

■お問い合わせ 住民課環境交通G



topics

09

忘れていませんか? 「高等学校等通学費補助申請」

ぼろろ生涯学習課
学校教育G

子どもの教育に係る経済的負担を軽減するため、通学費の一部を補助する制度です。平成29年度より通学方法によらず、一定額の補助と変更になりました。生徒が町外の下宿や寮などに居住している場合や、車による送迎、自転車通学の方も対象となります。

■対象者 高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部に通学する生徒の保護者で、南幌町に在住の方(町税等の滞納が無いこと)

■補助額 入学より3年間、通学先の学校により一定の額を補助します。

■申請方法 申請書及び納税確認同意書に学生証の写し、または在学証明書を添えて生涯学習課学校教育G(ぼろろ)へ提出してください。

※申請書はぼろろにあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

■申請期限 第2回期限: 8月31日(金)

第3回期限: 11月30日(金)

第4回期限: 平成31年2月28日(木)

■お問い合わせ 教育委員会生涯学習課学校教育G (☎378~6620)

広告

広告

北海道医療給付事業とは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母または父及び児童並びに乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図るため、道と町が医療費に係る自己負担の一部を助成する事業です。

次の要件に該当すると思われる方は、必要書類を持参のうえ、申請手続きを行ってください。各受給者証の更新は、前年の所得等をもとに8月からの受給資格を判定し、更新できる方には7月末までに新しい受給者証を郵送します。なお、申請が必要な方につきましては、個別に通知します。

また、8月より課税世帯にかかる通院及び訪問看護利用料の月額上限が、下記のとおり改正されます。

事業内容	自己負担額	申請必要書類
重度心身障がい者	医療費の1割負担 月額上限 入院 57,600円 (多数該当の場合 44,400円) 通院 18,000円 【年間上限 144,000円】 (住民税非課税世帯 は、初診時一部負 担金のみ) (※) 訪問看護利用料 18,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳または療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・健康保険証 ・印鑑 ・マイナンバー
身障1級、2級及び3級の内部障がい		
重度知的障がい者 (IQおおむね35以下、身障者にあつてはおおむね50以下)		
精神障害者保健福祉手帳1級(入院除く)		
ひとり親家庭等	医療費の1割負担 月額上限 入院 57,600円 (多数該当の場合 44,400円) 通院 18,000円 【年間上限 144,000円】 (※) 訪問看護利用料 18,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・在学証明書及び学生証(18歳以上20歳未満の被扶養者) ・マイナンバー
母子家庭の母または父子家庭の父の入院		
母子家庭または父子家庭の子の入院・通院 (18歳未満の児童及び20歳未満の扶養されている者)		
乳幼児		
入院：小学校6年生まで 通院：小学校就学前まで		
児童生徒等	医療費の1割負担 月額上限 入院 57,600円 (多数該当の場合 44,400円) 通院 18,000円 【年間上限 144,000円】 (※) 訪問看護利用料 18,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・マイナンバー
入院：中学生～高校生等 通院：小学生～高校生等		

※ 小学校6年生までは保険診療分(食事療養費標準負担額は除く)を全額助成

広告

広告

「仕事のため、子どもの迎えに間に合わない・・・」「上の子の参観日だけど、下の子、誰かみていてくれないかしら・・・」「たまには、一人で外出したい・・・」などなど、こういった悩みは子育て中の家庭なら誰もが経験しているのではないのでしょうか？

ファミリー・サポート・センターは、こうした方々を地域ぐるみで応援し、子育てしやすい環境づくりをお手伝いする仕組みになっています。

会員の種類	条 件
子育てのサポートをしてほしい会員 【依頼会員】	0歳～小学校6年生までのお子さんをお持ちの方
子育て家庭を応援したい会員 【提供会員】	・子ども好きな方 ・心身ともに健康な20歳以上の方 ※町主催の講習会受講必須
子育てをサポートしてほしいし、応援もしたい会員【両方会員】	依頼会員と提供会員の条件を満たす方

- 援助内容
- 保育園や小学校等の開始前、終了後の預かりや送迎
 - 参観日などの園や学校行事の際の預かり（場所は園や学校でもOK）
 - 保護者の病気や急用、買い物等外出、リフレッシュの際の預かり
 - その他、会員の育児に関して必要な援助等

※事前に会員同士の顔合わせを行い、お子さんの情報や預かる場所等、打合せをします。

※子育て家庭の応援は、可能な範囲でのサポートで構いません。

■援助時間 7時～21時（原則）土・日曜、祝日も利用可

- 利用料金
- 月曜日～金曜日（7時～21時）・・・30分につき300円
 - 土・日曜日、祝日並びに上記以外の時間・・・30分につき350円

※交通費・食事代・おやつ代・おむつ代等は依頼会員が負担

※依頼会員に登録された方に無料利用助成券（お子さん1人につき30分券6枚）を交付しています。

■申込み・お問い合わせ 保健福祉課健康子育てG（☎378～5888 FAX378～5255）

【国民生活センターより】

だるさが続き、皮膚も黄色っぽくなっていたため病院に行った。血液検査をすると、肝臓や胆道の病気の变化を示す値が上昇していた。2～3ヵ月ほど前から、3種のサプリメントを摂取していたが、中止したところ、これらの値は減少した。サプリメントに対する反応を調べる血液検査でもすべて陽性となり、薬物性肝障害と診断され、1ヵ月ほど入院となった。

■注意事項

- 健康食品の摂取により、まれに薬物性肝障害を発症することがあり、重症化するケースも報告されています。多くは自身の体質によるもので、誰でも発症する可能性があります。
- 健康食品を摂取して、倦怠感、食欲不振、発熱、黄だん、発疹、吐き気・おう吐、かゆみ等の症状が続く場合は摂取をやめ、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 受診する際は、健康食品やそのパッケージを持参し、医師へ正確に情報を伝えましょう。
- 健康食品は、あくまで補助的なものです。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、まずは日頃の食事、運動、栄養に気を配りましょう。

- お問い合わせ
- 南空知消費生活相談室（☎0123～72～3581）
（毎週月・木曜日13時～16時／毎月第2・第4水曜日13時～15時）
 - 役場産業振興課商工観光G

リチウムイオン電池は携帯充電器、スマートフォン、タブレット、電子タバコ、ノートパソコンなどに使われていて、充電中や使用中に出火する火災が増えてきています。



■火災の事例

- 専用の充電器を使用しなかったため、過充電となって出火。
- 落とすなど強い衝撃により損傷し出火。

■火災を防ぐためには

- 各機器を購入した時に付属されている充電器やメーカー指定の物を使用しましょう。
- 接続部が合うからといって、充電電圧を確認せずに使用するのはやめましょう。
- 膨張、異音、異臭などの異常が生じたものを使用するのはやめましょう。
- 充電時間や使用時間が短くなった、充電中に熱くなるなどの異常があった際には、使用をやめてメーカーや販売店に相談しましょう。
- 廃棄の際には、事業団体が回収するリサイクルへ出しましょう。

町では、町内の空き家や空き地の有効活用と定住人口の促進を図ることを目的に「空き家・空き地情報バンク」を実施しています。このたび2件の物件が新たに登録されたのでお知らせします。なお、「空き家・空き地情報バンク」の登録は、随時受付していますので、空き家・空き地を所有されている方は、ご活用ください。

■新規登録物件情報① ※お問い合わせ先：松田 (☎378～0775)

種類	形態	所在地	構造	面積・延床面積	金額	その他
家	売買	西町3丁目8番13号	木造 2階建	168.02㎡ (約50坪)	3,500,000円	1階下に車庫あり

■新規登録物件情報② ※お問い合わせ先：(株) 浜佐園 (☎054～251～1470)

種類	形態	所在地	面積	金額	その他
土地	賃貸 売買	南15線西22番地	2,885.83㎡ (約872坪)	賃借：要相談 売買：29,450,000円	特別工業地区の物件です

※あくまでも情報提供を行うもので、町では登録物件の仲介や交渉・契約等に関するトラブルは一切受付しません。

※不動産業者に管理・仲介を委任している場合も登録が可能です。

平成30年度空知総合振興局管内町職員採用資格試験（一般事務職）については空知管内14町合同で実施します。技術職、福祉専門職、消防職等の採用については各町の対応となります。

■試験区分 一般事務職の上級、初級とする。

■受験資格

- 上級 平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
- 初級 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

■試験内容

- 上級 教養試験、論文試験
- 初級 教養試験、作文試験

■試験日

平成30年9月16日(日)

■試験場所

岩見沢市 ホテルサンプラザ (岩見沢市4条東1丁目6番)

■受付期間

平成30年7月2日(月)～8月3日(金)

■受験手続き・お問い合わせ

総務課総務G

食中毒は気温が高くなる初夏から晩秋にかけてはやるのが一般的です。「変なおいがしなれば大丈夫」「冷蔵庫に入れておけば大丈夫」こんな間違った認識が家庭での食中毒のもととなります。食中毒予防の基本は、菌を「つけない」「ふやさない」「殺菌する」！

■食中毒予防のポイント

- 生鮮食品を購入するときは新鮮なものを購入し、肉汁、魚などの水分が他の食品にかからないように分けて包みましょう。寄り道せずすぐに持ち帰り、冷蔵、冷凍しましょう。
- 冷蔵庫の詰め込みすぎに注意しましょう。温かい食品はあら熱をとってから冷蔵庫で保存するようにしましょう。
- 包丁、まな板、ふきんは清潔を保ちましょう。手はこまめに洗いましょう。
- 調理する時は、細菌やウイルス、寄生虫などが付いている可能性があるため、半焼きでなく十分に加熱しましょう。
- 焼肉をする時はトングなどを使い分けましょう。(生肉用、サラダ用など)


■食中毒かな？と思ったら

他に原因がないのに、吐き気、腹痛、下痢、発熱、目がかすむ、体のどこかがしびれるなどの症状があったら食中毒かもしれません。応急処置は十分な水分を補給することです。腸を刺激する冷水よりは、常温に近いお茶や麦茶をとるとよいでしょう。腹痛や下痢のときは市販の下痢止めを服用しがちですが、食中毒には逆効果なので服用してはいけません。早めに医師の診察を受けましょう。

南幌町では食中毒警報が発令されましたら無線放送で周知しますが、警報が出なくても日ごろから安全な食事で楽しい夏をお過ごしください。

■お問い合わせ 保健福祉課健康子育てG

町では、町内の団体（5名以上）が自主的に取り組む公益的な活動に対して助成しています。また、既存の団体活動事業であっても、この補助金を活用して新たな工夫が加えられる事業は対象となりますので、「こんなことをやってみたい」ということがあれば、ご相談ください。

■申請期間 7月2日(月)～8月17日(金)

- 補助メニュー
- 協働のまちづくり事業（補助率10分の8以内、補助上限額80万円）
活用実績：「野祭」の開催（農猿）、「ぎょうぎ自分流」の開発（AUSグループ）、日ハム選手の南幌町訪問（日ハム南幌後援会）
 - 地域コミュニティ活性化事業（補助率10分の7以内、補助上限額30万円）
活用実績：ごみボックスの塗装（北町町内会）
 - 地域交流推進事業（補助率10分の5以内、補助上限額30万円）
活用実績：おもしろ科学実験の開催（面白科学同好会）

■お問い合わせ まちづくり課企画情報G

広告

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「保険料納付猶予制度」があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

平成30年度の免除等の受付は7月1日から開始され、平成30年7月から平成31年6月までの期間を対象として審査します。

■保険料免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由で、収入が少なく保険料の納付が困難な方が申請することにより、保険料が全額免除または一部免除となる制度です。

※一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となります。

■保険料納付猶予制度

50歳未満の方（学生を除く）で、本人及び配偶者それぞれの前年等所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料が納付猶予される制度です。

■申請時の注意点

2年1ヵ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができますが、申請に遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

【平成30年度7月に免除などの申請が可能な期間】

- 平成27年度分（平成28年6月分）
- 平成28年度分（平成28年7月～平成29年6月分）
- 平成29年度分（平成29年7月～平成30年6月分）
- 平成30年度分（平成30年7月～平成31年6月分）

国道337号の道路拡幅及び舗装補修工事に伴い、交通規制を行います。付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■工事区間 国道337号 南6線～南8線間

■工事内容 道路拡幅・舗装工

■工事期間 7月上旬～10月下旬（予定）

■規制内容 片側交互通行（夜間開放）とし、天候等により交通規制期間を変更する場合があります。

※土・日曜日、祝日及びお盆期間中は原則として作業を行いません。

■お問い合わせ 札幌開発建設部千歳道路事務所工務課
(☎0123～23～2191)



簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共
小企業
退職金
共済制度

「中退共」で検索!

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

「生ごみ堆肥化容器」
「電動生ごみ処理機」
購入費補助申請受付中です!

補助台数には限りがあります
なのでお早目に申請を!
(補助予定台数に達し次第、締め切りとなります。)

【お問い合わせ】住民課環境交通G

第2次募集開始

～ペレットストーブ購入補助～

- ◆募集件数：3件
- ◆補助額：上限10万円
- ◆募集期間：8月7日(火)まで

【お問い合わせ】

まちづくり課企画情報G

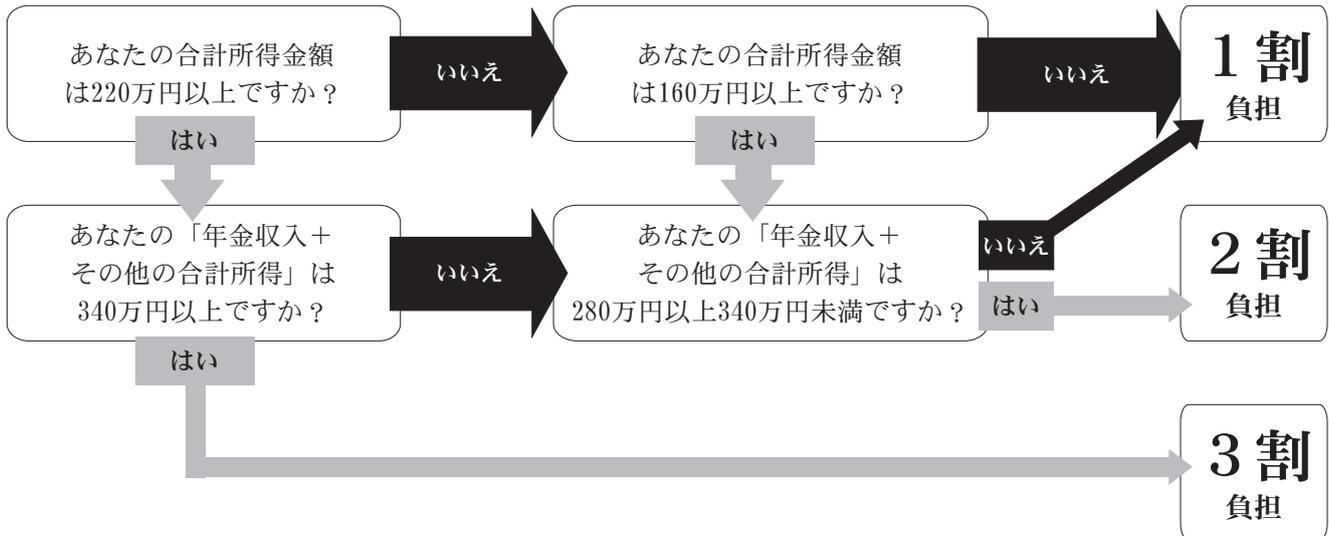
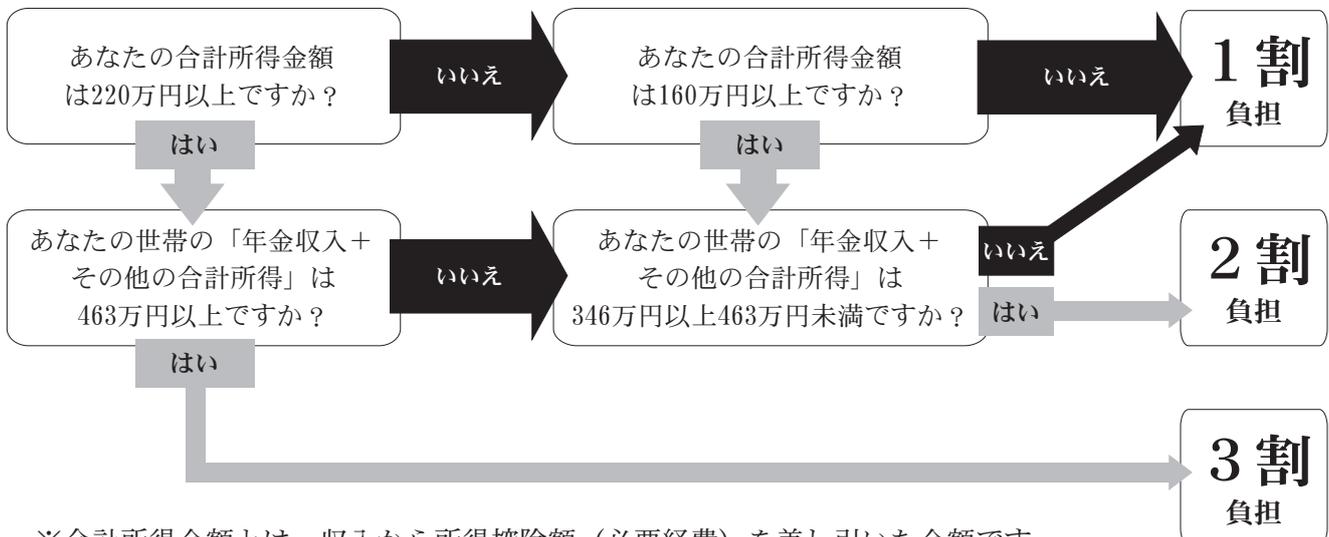
■介護サービス利用時の自己負担割合が変わります（8月より）

介護サービスを利用した際の利用者負担は、1割または2割となっていますが、現役並みの所得のある第1号被保険者（65歳以上の方）の利用者負担が3割に変更となります。

自己負担割合の判定については下記のとおりです。

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方は所得にかかわらず1割負担となります。

※下記フロー図内の「あなた」は、介護サービス利用者を指します。

①世帯に65歳以上の方が1人の場合（単身者含む）

②世帯に65歳以上の方が2人以上の場合


※合計所得金額とは、収入から所得控除額（必要経費）を差し引いた金額です。

※その他の合計所得金額とは、「合計所得金額」から年金所得を除いた金額です。

■介護保険料が変わります

平成30年度から平成32年度までは南幌町第7期介護保険事業計画に定められた介護保険料に改正されます。月額基準額が425円増加し4,983円から5,408円となります。

介護保険料は、所得段階によって9段階に分かれています。普通徴収の方は、7月中旬に納入通知書を発送します。また、年金からの特別徴収の方は、10月上旬に介護保険料決定通知書を発送します。

詳細については、別途配布する「南幌町の介護保険～利用の手引き～」をご覧ください。

■お問い合わせ 保健福祉課高齢者包括G (☎378~5888)